地域資源情報バンク利用に係る確認事項 (物件所有者)

No.	項目	確認
1	登録を希望する建物は居住を目的としたものですか? ※貸家および建売住宅の場合、登録することができません。	
2	申請者は、物件の所有権者であり、売買や賃貸を行うことができる方ですか?※上記の者でない場合、所有権者の委任状を必要とします。	
3	登録を希望する物件は適正に管理されていますか? ※管理の状態によっては、登録ができない場合があります。	
4	本人確認の出来る書類を添付しましたか(様式第2号の記入例)	
5	登録を希望する物件は、ほかに媒介契約をしていますか?	
6	物件の媒介は、県宅建協会に登録された業者が行うことになります。 契約成立の際は、法で定められた媒介手数料が発生します。	
7	登録の前に物件の調査を行います。建物の場合、建物内部の調査に関 しては立会をお願いいたします。	
8	物件が登録された場合、その詳細について町ホームページや窓口にお いて公開されます。	
9	町は、交渉や契約で発生するトラブル等には一切関与しません。	
1 0	物件を登録後、2年間未契約の場合は自動的に登録抹消となります。 ※再度登録を希望する場合は、もう一度申請いただく必要があります。	
1 1	建物、土地は登記されていますか? ※登記されていない場合、交渉などで時間がかかる場合がございます。	